

水域類型指定の検討事項（素案）

1. 淡水域

以下の情報を総合的に勘案して、類型指定の検討を行う。設定に際しては、効率的・効果的な監視・評価を行う観点から、既存の環境基準の類型指定の区分を最大限活用する。

（1）水域の基礎情報を把握

既存の環境基準の類型指定状況

水質汚濁の状況等

（汚濁の自然的原因（鉱床地帯における岩石等からの溶出、海水の混入等）を含む）

（2）魚介類の生息状況に関して水域区分（低温域、高温域）を検討

魚介類の生息状況

- ・ 魚介類の採取及び目視等による調査結果
- ・ 地元漁業協同組合等に対する水産漁獲状況のヒアリング結果

関連情報

- ・ 漁獲対象の魚介類を規定している漁業権の設定状況
- ・ 水産資源保護法に基づき指定された保護水面等各種法令により水産動植物の保全の必要性が示されている水域の設定状況
- ・ 産卵場、幼稚仔の生育状況等についての情報

（3）水温に関して水域区分を検討

（4）産卵場及び幼稚仔の生息の場に関して特別域を検討

産卵場、幼稚仔の生育状況等についての調査結果

水産資源保護法に基づき指定された保護水面等各種法令により水産動植物の保全の必要性が示されている水域の設定状況

（5）河床材料に関する情報を把握

2. 海域

以下の情報を総合的に勘案して、類型指定の検討を行う。設定に際しては、効率的・効果的な監視・評価を行う観点から、既存の環境基準の類型指定の区分を最大限活用する。

(1) 水域の基礎情報を把握

既存の環境基準の類型指定状況

水質汚濁の状況等

(汚濁の自然的原因(鉱床地帯における岩石等からの溶出、海水の混入等)を含む)

(2) 魚介類の生息状況を把握

魚介類の生息状況

- ・ 魚介類の採取及び目視等による調査結果
 - ・ 地元漁業協同組合等に対する水産漁獲状況のヒアリング結果
- 関連情報
- ・ 漁業権の設定状況
 - ・ 水産資源保護法に基づき指定された保護水面等各種法令により水産動植物の保全の必要性が示されている水域の設定状況
 - ・ 産卵場、幼稚仔の生育状況等についての情報

(3) 産卵場、幼稚仔の生息の場に関して特別域を検討

産卵場、幼稚仔の生育状況等についての調査結果

水産資源保護法に基づき指定された保護水面等各種法令により水産動植物の保全の必要性が示されている水域の設定状況